

2018年7月29日

「核兵器と原発」分科会への問題提起

日本反核法律家協会事務局長

大久保賢一

第4回「原発と人権全国研究・市民交流集会」の第4分科会「核兵器と原発」への問題提起を行います。

昨年7月7日国連で「核兵器禁止条約」が採択されました。この条約は、核兵器のいかなる使用も「壊滅的な人道上的結末」をもたらすことになるので、それを避けるためには核兵器を廃絶することだとしています。そして、「核兵器のない世界」は、国家安全保障上も最も効果的な方法であるとしています。「核兵器のない世界」に向けての法的枠組みが強化されたのです。核兵器の使用が壊滅的な人道上的結末をもたらすことを証言したのは被爆者でした。科学的なシミュレーションで論証したのは、医者や科学者でした。被爆者の体験と科学的合理性が共鳴し、国際政治の良心的勢力と結合し、市民社会のバックアップを受けながら、国際条約の採択に至ったのです。その通奏低音は人道という響きでした。

ところで、核兵器保有国や核兵器依存国はこの流れに反対しています。この条約は世界をより危険な状態にし、国家の安全保障を危うくするというのです。核兵器はその破壊力からして対抗手段がありませんから「最終兵器」です。武力で紛争を解決することが是認されるのであれば、核兵器に依存することは軍事的合理性があるといえるのかもしれませんが。しかしながら、それが現実に使用されれば「容認し得ない被害と苦痛」がもたらされることになるのです。更に、その相互の使用は「確証的相互破壊」(MAD)をもたらすことになるでしょう。核兵器が人類社会を消滅させ、戦争が文明を滅ぼすことになるのです。人類が核兵器を手に入れてしまっている現代にあって、武力での紛争解決が人類社会の終末をもたらすことは、冷静に考えれば誰にでも理解できることです。であるがゆえに、1946年11月3日に成立した日本国憲法は戦力の不保持を宣言したのです。武力での紛争解決ができないのであれば戦力は不要であるとの論理です。憲法9条2項は、核の時代にあつて、人類社会が共有しなければならない価値と論理なのです。

にもかかわらず、日本の支配層はその憲法9条2項を改廃しようとしています。併せて、現行憲法下でも核兵器の使用や保有も禁止されていないとしているのです。彼らにとって、核兵器は禁止されている道具ではないのです。

さて、今年6月12日、ドナルド・トランプ米国大統領と金正恩北朝鮮国務委員長は、シンガポールで会談し、「共同声明」に署名しました。声明で、トランプ大統領は北朝鮮の安全を保障し、金委員長は朝鮮半島の非核化を再確認しました。朝鮮戦争の終結と

朝鮮半島の非核化への道筋が開かれたといえるでしょう。しかしながら、この共同声明について、二人の首脳キャラクターや声明に具体性がないなどとして消極的な受け止め方をしている勢力もあります。朝鮮半島での熱い戦争を容認しているかのような論調です。政府は、北朝鮮の脅威に大きな変化はないなどとして、朝鮮半島の不安定さを主体的に改善しようとする姿勢は見られません。今、私たちに求められていることは、共同声明のあら探しをすることではなく、朝鮮半島の非核化に向けて、具体的な協力体制を樹立していくことではないでしょうか。

現在、各地の裁判所で、国や東京電力を被告として、損害賠償裁判が提起されています。国や東電はその責任や損害額などについて争っています。原告が満足できるような判決はまだ出ていません。また、原発の再稼働を阻止するための裁判も提起されています。国は「規制基準」は世界で一番厳しいものであるとし、電力会社は「規制基準」に適合した原発は安全だとしています。裁判所は規制基準の合理性についての判断は避けています。裁判を経由しての脱原発も決して平坦ではありません。

更に、改定された「エネルギー基本計画」も、原発をベースロード電源であるとしています。政府と業界は、原発の再稼働だけではなく輸出も推進しています。彼らは、原発に依存し続けているのです。

私たちは、核兵器はもとより、原発の持つ危険性を抜本的に解消することはできないし、代替手段はあるとの立場から、核兵器にも原発にも依存しない世界の実現を求めています。そのもっとも大きな障害物になっているのが、日本政府なのです。

そして、もう一つ、念頭に置かなければならないことは、国際法の世界でも、核の平和利用は「奪いえない権利」とされていることです。核不拡散条約（NPT）も核兵器禁止条約（TPNW）もそのことを前提としています。福島事故以後もそのことは変わっていないのです。このギャップをどのように埋めていくかも検討課題の一つです。

日本反核法律家協会は、第1回「交流集会」から今回迄、継続して核兵器と原発の関係をテーマにしてきました。第1回では、原爆被害者やビキニ被爆者、原爆医師の肥田舜太郎先生などにも参加していただきました。第2回には、ドイツの原発廃棄への動きやフィリピンの取り組みなども紹介しました。核兵器廃絶についてはスティーブン・リーパーさんの話も聞きました。第3回では、「日本はなぜ核を手放さないのか」をテーマに、共同通信の太田昌克さんにも参加いただきました。そして、マーシャル諸島の国際司法裁判所への提訴、日本政府の核政策と日本人の反核感情、平和学の立場から被災地の人とどう向き合うかなどの報告も得ました。共通していることは、国内外の方たちや様々な分野の方たちの参加を得るということでした。

今年も、核兵器と原発の双方について深いかかわりを持ってこられた鈴木達治郎さんから、概括的かつ示唆に富んだ講演をいただきます。山田寿則さんには、昨年から今年にかけての大きな変動をどのようにとらえ、今後どのように「核兵器のない世界」を実現していくのか。足立修一さんには、韓国を含む諸外国のヒバクシャとの交流を紹介していただきながら、被爆者の救済と「核兵器のない世界」の展望をどう構築していくのか。山根和代さんには、平和学の立場から、核兵器廃絶運動と反原発運動の紹介と、更には平和教育の重要性について報告していただきます。

いささか長丁場になるかもしれませんが、最後までご協力のほどよろしくお願ひします。